

事業所税

申告の手引

富山市

はじめに

日頃から、富山市の税務行政につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、平成 17 年 4 月 1 日に 7 市町村（富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村）が合併し、新しい「富山市」としてスタートし、合併によって新たに得られる人材や知恵などの地域力を最大限に活かしながら「共生・交流・創造」の基本理念のもと、地域が主体となれるまちづくりを推進しているところであります。

さて、都市をとりまく環境が急激に国際化、情報化、文化化しつつある昨今、今後とも社会資本の一層の充実及び地域経済の活性化に努めていかなければなりません。

事業所税は、こうした都市環境の整備に充てるための目的税として創設され、富山市においても昭和 55 年 10 月 1 日から施行されているところであります。

この手引は、事業所税のあらましについて納税義務者の方々にご理解いただくための一助として作成しましたので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

なお、本書は令和 5 年度の地方税法に基づいて作成しましたが、今後法律等に改正がありました場合には、改正後の法律に基づきお取り扱いされるようお願いいたします。

令和 5 年 3 月

参考条文等凡例

根拠法令名・参考条文等は次の略語で表示しています。

1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法取扱通知	取扱通知
法人税法施行令	法人税法令
富山市市税条例	条

2 条文の表示

項は数字を○、号は数字を（ ）で囲んで表示しています。

【例】法 701 の 31①(2)は地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 2 号を表しています。

目 次

I	事業所税の概要	
1	事業所税について	1
2	事業所税の使途	1
3	課税団体	1
4	事業所税のしくみ	2
II	事業所税	
1	課税客 体	3
2	納税義務者	4
3	課税標準	7
4	税率・税額	16
5	免税点	17
6	非課税	20
7	課税標準の特例	22
8	減 免	23
III	申告及び納付について	24
IV	事業所税の申告書の記載例	26
V	実務応答	37
別表1	非課税対象施設一覧表	47
別表2	課税標準の特例対象施設一覧表	67
別表3	減免対象施設一覧表	80

I 事業所税の概要

1 事業所税について

事業所税は、人口、企業が過度に大都市地域に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税として昭和 50 年度に創設されました。

事業所税は、その創設の趣旨から、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積又は支払給与額という外形標準を課税標準として課税するしくみになっています。

本市においては、昭和 55 年 10 月 1 日から課税しております。また、平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併により、それまで事業所税が課税されていなかった大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入が新たな課税区域となりました。

2 事業所税の使途 [法 701 の 73]

事業所税は、都市環境の整備改善に要する費用に充てることを目的に創設されておりますので、その使途については次に掲げる事業とされています。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

3 課税団体 [法 701 の 31①]

事業所税は、次の地方団体において課税されます。（平成 31 年 3 月現在 77 団体）

- (1) 東京都（特別区の存する区域）
- (2) 指定都市

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

- (3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市
武蔵野市、三鷹市、川口市
- (4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口 30 万以上の市で政令で指定するもの
旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、
越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、
富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、
四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、
和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、
宮崎市、鹿児島市、那覇市

4 事業所税のしくみ

事業所税は、市内の事業所用家屋の合計延床面積を課税標準とする**資産割**と、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額を課税標準とする**従業者割**によって課税されます。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人	
課税標準	市内の事業所用家屋の延床面積	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税 率	1 m ² につき 600 円	0.25%
免 税 点	合計延床面積 1,000 m²以下 (課税標準の算定期間の末日の現況による。)	合計従業者数 100 人以下
課税標準の算定期間	法人……事業年度 個人……1月1日～12月31日	
徴収方法	申 告 納 付	
納付期限	法人……事業年度終了の日から 2 か月以内 個人……翌年の 3 月 15 日	

注) 市内すべての事業所等を合算して課税されます。

Ⅱ 事業所税

1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

[法701の32①]

事業所等の意義については、次のとおりです。

(1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的および物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉庫、材料置場、作業所、ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。なお、人的設備を欠く施設もこれらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。

【例】事業所等に該当しないもの

①	社宅、社員寮などの住宅	住宅は、本来、事業所税の課税客体ではありません。
②	設置期間が2～3か月程度の現場事務所、仮小屋など	これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等とは扱いません。
③	建設業における現場事務所等臨時かつ移動性の有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの	②と同じく事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、②の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。

[取扱通知(市)1章1節6(2)] [取扱通知(市)9章3(3)]

(2) 事業所等において行われる事業とは

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も事業に含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業になります。

2 納 税 義 務 者

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人です。〔法 701 の 32①〕

(1) 貸ビル等の場合

貸ビル等については、所有者ではなく、入居者が納税義務者となりますが、次の場合にご留意ください。

①	入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主を指しますが、名義上の借主と実質上の借主が異なる場合（また貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。
②	貸ビル等の所有者及び管理者が、当該貸ビル内に事業所等を有する場合は、その事業所についての納税義務者となります。
③	貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供していないので、課税対象にはなりません。

なお、納税義務者に事業所用家屋を貸付けている貸主は、「事業所用家屋の貸付けに係る申告書」の提出が必要です。〔条 153②〕

(2) 人格のない社団等の場合

人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、法人とみなされ、納税義務者となります。ただし、非収益事業は非課税となります。

〔法 701 の 32③〕

(3) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて納税義務者となります。〔取扱通知(市)9章3(4)ア〕

(4) 事業を行うものが単なる名義人の場合

法律上事業所等において事業を行うとみられるものが単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。〔法 701 の 33〕

(5) 共同事業の場合

2以上のものが共同して事業を行う場合は、連帯納税義務を負います。

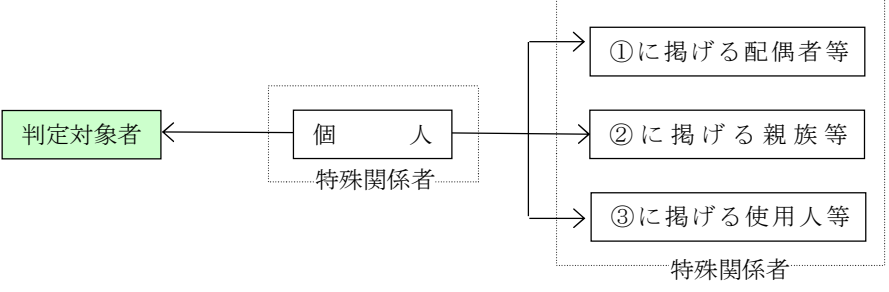
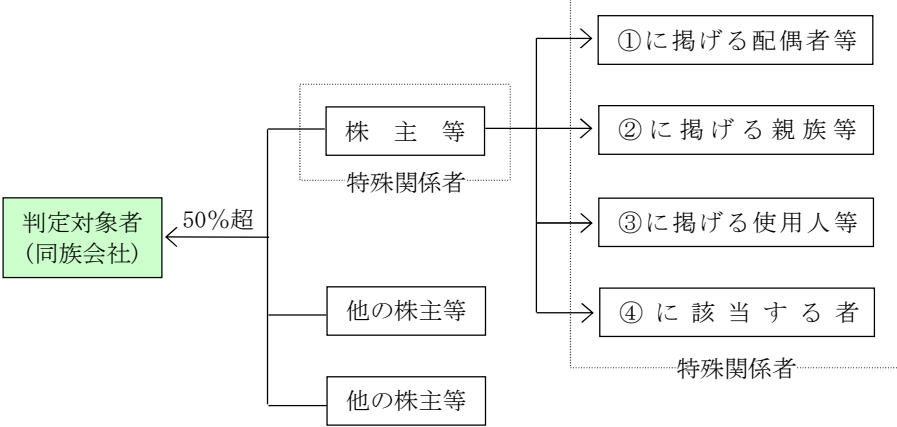
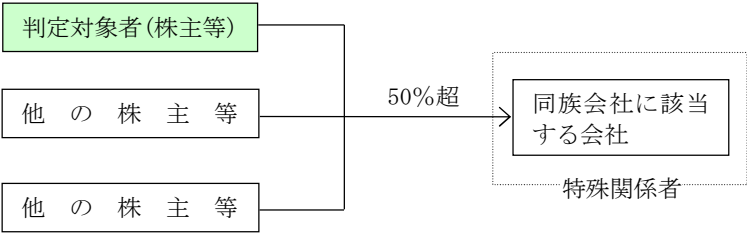
〔法 10 の 2①〕〔令 56 の 51①〕〔令 56 の 75①〕

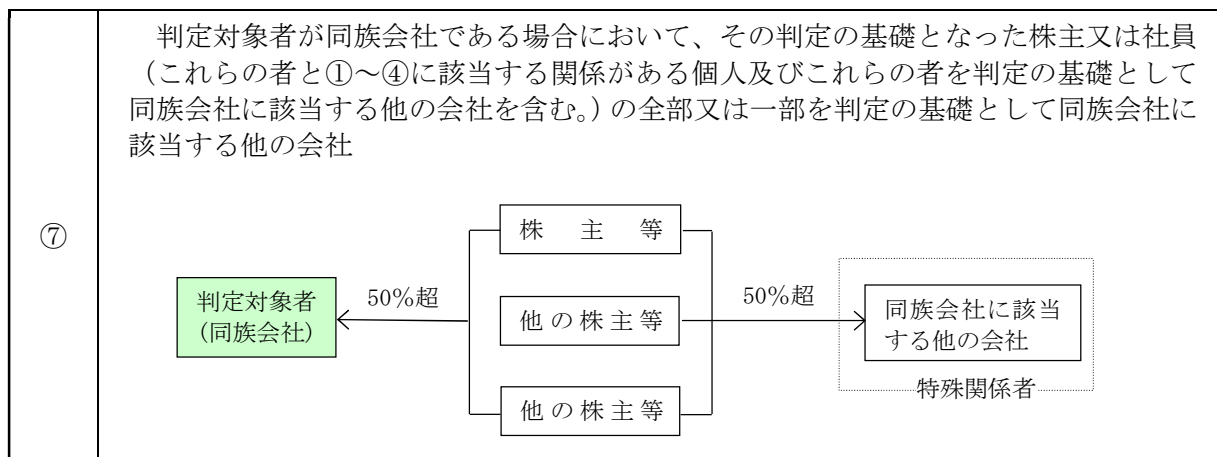
(6) みなし共同事業の場合

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの者には連帯納税義務が課されます。〔法 701 の 32②〕〔令 56 の 21②〕〔法 10 の 2①〕

なお、この場合特殊関係者を有する者の免税点の判定は、その者の本来の事業と合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。〔令 56 の 75②〕

特殊関係者とは、特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」という。）と親族その他の特殊の関係のある個人または同族会社（これに類する法人を含む。）で次に掲げる者をいいます。〔令 56 の 21①〕

①	判定対象者の配偶者、直系血族および兄弟姉妹
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、または判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
③	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
④	<p>判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人</p> 
⑤	<p>判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人</p> 
⑥	<p>判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社</p> 



(7) 同族会社の判定

同族会社とは、法人税法に規定する同族会社をいいます。すなわち、株主等の3人以下並びにこれらと次に掲げる特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資金の額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金の額の50/100を超える会社をいいます。〔法人税法2①(10)〕

- ① 上記の特殊の関係のある個人とは次に掲げる者をいいます。〔法人税法令4①〕
 - a 株主等の親族
 - b 株主等とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - c 株主等（個人である株主等に限ります。）の使用人
 - d a～cに掲げるもの以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
 - e b～dに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ② 上記の特殊の関係のある法人とは、次に掲げるものをいいます。〔法人税法令4②〕
 - a 判定会社の株主等の1人（個人である株主等については、その1人及びこれと①に掲げる特殊の関係のある個人。以下同様です。）が有する他の会社の株式の総数又は出資金の額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金の額の50/100を超える場合における当該他の会社
 - b 株主等の1人及びこれとaに掲げる特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資金の額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金の額の50/100を超える場合における当該他の会社
 - c 株主等の1人及びこれとa、bに掲げる特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資金の額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金の額の50/100を超える場合における当該他の会社

3 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と従業者給与総額を課税標準とする従業者割で構成され、その合計額で課税されます。各々の課税標準の算出は、市内すべての事業所等を合算して行います。

資産割の課税標準

(1) 課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積（市内の事業所等の床面積をすべて合算します。）が課税標準となります。〔法 701 の 40〕

(2) 課税標準の算定期間とは、次の期間をいいます。〔法 701 の 31①(7)(8)〕

法人の場合	事業年度	
個人の場合	①原則	1月1日から12月31日まで
	②年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
	③年の途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
	④年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

(3) 事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。〔令 56 の 16〕

- ① 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供しているものいい、居住用のものは除かれます。〔法 701 の 31①(6)〕
- ② 家屋とは、固定資産税における家屋をいい、不動産登記法上の建物と同意義です。現に登記されているもののほか、未登記のものであっても不動産登記法上、建物として登記の対象となりうるものを含みます。〔法 341(3)〕〔法 701 の 31①(6)〕
- ③ 自己所有であるか賃貸であるかを問わず、使用している者の事業所として取り扱います。
- ④ 駐車場等の直接事業の用に供しない部分も、居住用以外の施設は課税の対象となります。
- ⑤ 事業所用家屋に共用部分がある場合、次の算式によって算出した面積が事業所床面積となります。〔令 56 の 16〕

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{共用部分を共用する事業者のすべての専用部分の合計床面積}}}$$

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいいます。具体的には、貸ビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室等をいい、これらは入居者全員の共用部分となります。

【共用部分の計算の具体例】

階段					エレベーター	機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の延床面積 : 3,300 m² ・ A社の専用床面積 : 1,500 m² ・ B社の専用床面積 : 1,000 m² ・ 共用部分の面積 : 800 m² (階段、廊下、エレベーター、機械室)
廊下							
A 社 1,500 m ²		B 社 1,000 m ²					

- ・ A社の事業所床面積 = 1,500 + $\left(800 \times \frac{1,500}{1,500 + 1,000} \right) = 1,980 \text{ m}^2$
- ・ B社の事業所床面積 = 1,000 + $\left(800 \times \frac{1,000}{1,500 + 1,000} \right) = 1,320 \text{ m}^2$

(4) 課税標準の算定期間が12か月に満たない場合

6か月決算法人、年の途中で事業を開始または廃止した個人など、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で算定し、実質的には課税標準の月割計算を行います。〔法701の40①〕

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。(以下(5)において同じ。)[法701の40③]

(5) 新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。〔法701の40②〕

① 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等 (③の事業所等を除く。)

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

- ② 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（③の事業所等を除く。）

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

- ③ 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(注) なお、課税標準の月割計算は、事業所等の新設又は廃止があった場合にのみ行います。したがって、事業所等の拡張、縮小などの事由に伴い、課税標準の算定期間中に事業所床面積の異動が生じた事業所等については、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等に係る課税標準となります。

事業所等の廃止により、課税標準の算定期間の末日において事業所等を有しなくなった場合又は事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務がなくなりますので、当該廃止事業所等について、月割計算をする必要はありません。

(6) 床面積の端数処理について

床面積に 1 m²未満の端数が生じた場合は、1 m²の 100 分の 1 未満は切り捨てます。専用部分の面積に加算すべき共用部分の面積があるときは、それぞれの部分ごとに端数処理を行います。

(7) 事業所等が富山市と他の市町村とにわたって所在する場合

事業所等が富山市と他の市町村とにわたって所在する場合には、当該事業所のうち、富山市内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積が課税標準となります。

[令 56 の 50]

(8) 共同事業及びみなし共同事業に係る課税標準の算定

- ① 共同事業の場合 [令 56 の 51①]

共同事業である事業（みなし共同事業を除く。）に係る共同事業者ごとの課税標準となるべき事業所床面積は次の算式により算定します。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{共同事業に係る事業所等の事業所床面積}} \times \boxed{\text{損益分配の割合(割合が定められていない場合は、出資の額に応ずる割合)}}$$

- ② みなし共同事業の場合 [令 56 の 51②]

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。

(9) 事業を休止している場合

課税標準の算定期間末日現在休止しており、かつ当該末日以前6か月以上事業を休止している事業所等の事業所床面積は、課税標準には含まれません。事業所等の一部を休止している場合も同様の取り扱いとなります。

ただし、休止施設については、明確に休止施設の部分の床面積が区画されていることが必要であり、現に操業を行っていない場合であっても、事業の用に供するために維持補修等が行われ、いつでも使用できる状態にあるような、いわゆる遊休施設は含まれません。

従業者割の課税標準

(1) 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。

[法701の31①(3)] [法701の40①]

(2) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間については、資産割と同様です。

(3) 従業者とは

一般従業者のほか、役員（使用人兼務役員を含む。）及び日々雇用等の臨時従業者などが従業者に含まれます。ただし、障害者（役員以外）及び高年齢者（役員以外）は除かれます。障害者とは住民税・所得税における障害者控除の対象となる者をいいます。（なお、高年齢者の範囲についてはP.15参照。）

休職中の従業者は、当該休職中に給与等が支払われている場合は従業者に含まれます。また、数社の役員を兼務しているものも従業者に含まれます。

その他、従業者の範囲については「従業者の範囲等一覧表」（P.14）を参照してください。

(4) 従業者給与総額とは

課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた又は支払われるべき給与等の総額です。現実に従業者に支払われていなくても、会計上未払金として計上されているものについては、当該課税標準の算定期間中における従業者給与総額に含めます。

なお、従業者給与総額の範囲については、次の点に留意してください。

① 従業者給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、及び所得税法上課税とされる通勤手当、現物給与等です。〔取扱通知（市）9章3(6)〕

また、事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額です。

② 従業者給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給、役員に対する利益処分による賞与等です。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税法上給与所得に

該当しないもの等及び勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者）に対して支払われる給与等です。

〔取扱通知（市） 9章3（6）〕

(5) 雇用改善助成対象者に対する特例

年齢 55 歳以上 65 歳未満の者で雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者（以下「雇用改善助成対象者」という。）がいる場合、当該従業者に対する給与等の 2 分の 1 に相当する額は従業者給与総額に含みません。〔法 701 の 31①(5)〕

なお、雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。〔令 56 の 17 の 2〕〔規 24 の 2〕

- ① 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成(特定求職者雇用開発助成金)に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満である者。〔雇用保険法 62①(3) (6)〕〔労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令 2(2)〕
- ② 作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、当該公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満である者。〔雇用保険法 63①(3)〕〔労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 18(5)〕
- ③ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の雇入れの促進に関する助成(就職促進給付金)に係る者のうち、雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満である者。

〔本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令 10(3)〕

(6) 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、富山市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から富山市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については、従業者給与総額には含まれません。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日によって行います。したがって、給与の計算期間の末日に富山市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市町村の事業所等に勤務している場合の当該給与は、従業者給与総額に含まれることとなります。

(7) 出向社員の給与等

一般的には給与の支払いを行う者の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向先の支払給与相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税法上出向先の給与として取り扱われる場合は、出向先従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。

また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

(8) 非課税及び課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、次の算式により算定します。

$$\boxed{\text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業者給与総額}} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \times \frac{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業に従事した分量}}}{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業とその他の事業とに従事した分量}}}$$

なお、その分量が明らかでない場合には、それぞれに均等に従事したものとして計算します。

(9) 共同事業及びみなし共同事業に係る課税標準の算定

① 共同事業の場合〔令56の51①〕

共同事業である事業（みなし共同事業を除く。）に係る共同事業者ごとの課税標準となるべき従業者給与総額は次の算式により算定します。

$$\boxed{\text{従業者給与総額}} = \boxed{\text{共同事業に係る従業者給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合(割合が定められていない場合は、出資の額に応ずる割合)}}$$

② みなし共同事業の場合〔令56の51②〕

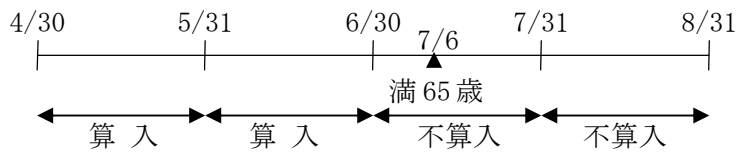
特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。

(10) 障害者、高年齢者及び雇用改善助成対象者の適用

障害者、高年齢者及び雇用改善助成対象者であるか否かの判定は、当該者に対する給与等の計算の基礎となる期間の末日の現況によります。

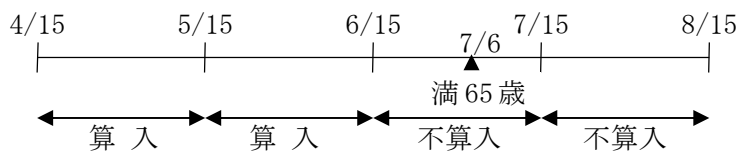
【年齢判定の具体例】（平成25年4月1日以後に事業年度が開始する法人）

例1 毎月1日～末日分を、その月の15日に支払う場合



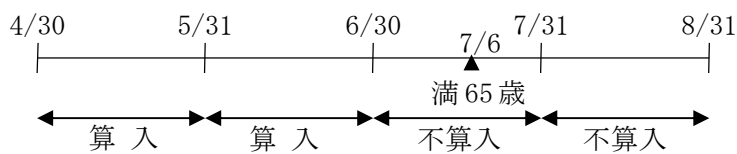
6月15日支給分は算入し、7月15日支給分からは算入しない。

例2 毎月16日～翌月15日分を、翌月の15日に支払う場合



7月15日支給分は算入し、8月15日支給分からは算入しない。

例3 毎月1日～末日分を、翌月の15日に支払う場合



7月15日支給分は算入し、8月15日支給分からは算入しない。

[従業員の範囲等一覧表]

従業員の区分		免税点の判定における 従業員の範囲	課税標準における従業員 給与総額の範囲	備考
高年齢者※1又は障害者 (役員は除く)		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
役員	無給の役員	従業員に含めない	—	
	数社の役員を兼務 する役員	それぞれの会社の従業員に 含める	それぞれの会社の報酬を当 該会社の従業員給与総額に 含める	
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
雇用改善助成対象者		従業員に含める	給与等の2分の1を従業員 給与総額から控除する	
パートタイマー※2		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	労働時間が正規 従業員の4分の 3未満
日々雇用等の臨時の従 業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
休職中の従業員		給与等が支払われている場 合は従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業 者給与総額に含める	
出 向 社 員	出向元が給与を支 払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に 含める	
	出向先の会社が出 向元の会社に対し て給与相当分を支 払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に 含める	法人税法上給与 相当分が給与と して取り扱われ ている
	※3 出向元と出向先が 一部負担	主たる給与等を支払う会社 の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給 与等を当該会社の従業員給 与総額に含める	
課税区域外の建築現場 事務所へ派遣されてい る社員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	出張の場合は含 める
外国又は課税区域外へ の長期出張※4又は派遣		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
派遣法に基づく派遣社 員※5		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に 含める	課税区域外への 派遣は含めない
保険外交員		所得税法上の給与等が支払わ れている場合は含める	所得税法の給与等は従業員 給与総額に含める	
常時船舶の乗組員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	

※1 高年齢者とは（平成 17 年度地方税法改正）〔改正法附則 9②～⑤〕

平成 18 年 4 月 1 日から『高年齢者等の雇用の安定等に関する法律』により雇用確保措置が義務化される年齢が引き上げられたことに伴い、平成 18 年度以後、適用年齢に経過措置が設けられています。

課税標準の算定期間	非課税となる対象年齢	雇用保険法等による国の助成により給与が 1/2 控除となる対象年齢
平成 18 年 3 月 31 日以前に開始する法人の事業年度分又は個人の年分	60 歳以上	55 歳以上 60 歳未満
平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する法人の事業年度分又は個人の年分	62 歳以上	55 歳以上 62 歳未満
平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する法人の事業年度分又は個人の年分	63 歳以上	55 歳以上 63 歳未満
平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する法人の事業年度分又は個人の年分	64 歳以上	55 歳以上 64 歳未満
平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する法人の事業年度分又は個人の年分	65 歳以上	55 歳以上 65 歳未満

※2 パートタイマーとは

形式的な呼称によるものではなく、勤務の形態によって判定します。

一般的な雇用期間の長短ではなく、当該事務所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（4 分の 3 未満の者）をすることとして雇用されているものであり、休暇・社会保障・賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。

給与等が時間単位で定められていること（時間給であること）を要します。

※3 出向とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

※4 出張とは

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。単なる出張の場合には、その期間も比較的短期間ですので、当該出張者に対する給与等は従業者給与総額に含まれます。

なお、長期出張とは出張期間が 1 年以上の場合をいいます。

※5 派遣とは

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

なお、労働者派遣事業により派遣された従業者は派遣元の従業者に含めます。

4 税率・税額

(1) 税率は次のとおりです。〔法 701 の 42〕

資産割 事業所床面積 **1 m²**につき **600 円**

従業者割 従業者給与総額の **0.25%**

【例】納付税額は資産割と従業者割の合算額となります。

	資産割	従業者割	納付税額
1	免税点超	免税点超	資産割額+従業者割額
2	免税点超	免税点以下	資産割額のみ
3	免税点以下	免税点超	従業者割額のみ
4	免税点以下	免税点以下	なし

2 税額計算は次のように行います。

$$\begin{array}{l}
 \text{税 額} = \\
 \text{(100 円未満切捨て)} \quad \underbrace{\text{資産割額}} + \underbrace{\text{従業者割額}} \\
 \underbrace{\text{課税標準となる事業所床面積 (a)}} \times 600 \text{ 円} + \underbrace{\text{課税標準となる従業者給与総額 (b)}} \times 0.25\%
 \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \text{(a)} \quad \boxed{\text{課税標準となる事業所床面積 (1 m}^2\text{の 100 分の 1 未満切捨て)}} = \boxed{\text{事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税に係る事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積}}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{l}
 \text{(b)} \quad \boxed{\text{課税標準となる従業者給与総額 (1,000 円未満切捨て)}} = \boxed{\text{従業者給与総額}} - \boxed{\text{非課税に係る従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}}
 \end{array}$$

5 免 税 点

次に掲げる場合には、免税点以下となり課税されません。〔法 701 の 43①〕

資 産 割 市内の各事業所等の事業所床面積の合計床面積（非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。）が 1,000 m²以下の場合

従業者割 市内の各事業所等の従業者の数の合計数（障害者及び高年齢者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれますが、課税施設と非課税施設両方に勤務する者は含みます。）が 100 人以下の場合

なお、免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれで行います。課税標準の特例適用施設がある場合は、課税標準の特例適用前で行います。

(1) 免税点の判定日〔法 701 の 43③〕

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

したがって、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。

ただし、事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積(月割計算した面積)又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。

(2) 事業所等が富山市と他の市町村とにわたって所在する場合〔令 56 の 50〕

事業所等が富山市と他の市町村とにわたって所在する場合の免税点判定は、資産割にあつては富山市内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する床面積、従業者割にあつては当該事業所等の従業者の数に富山市内に所在する部分に係る事業所床面積の当該事業所等の事業所床面積に対する割合を乗じて得た数により行います。

【富山市と他の市町村とにわたって所在する計算例】

A 事業所	
(他 市)	(富山市)

甲法人は次の事業所等を有している。

- ・ A事業所（富山市と他市にわたって所在）

事業所床面積	1,500 m ²
従業者数	151 人
- ・ A事業所の事業所床面積 1,500 m²のうち、富山市内に所在する床面積 800 m²
- ・ B事業所（富山市内に所在）

事業所床面積	300 m ²
従業者数	10 人

- ・ A事業所の富山市内の従業者数に係る計算

$$151 \text{ 人} \times \frac{800 \text{ m}^2}{1,500 \text{ m}^2} = 80.53 \dots \rightarrow 80 \text{ 人 (1 人未満の端数切捨て)}$$

- ・ 免税点の判定

	(A事業所)		(B事業所)	
資産割	= 800 m ²	+	300 m ²	= 1,100 m ² (免税点超)
従業者割	= 80 人	+	10 人	= 90 人 (免税点以下)

- ・ 以上により、甲法人は資産割のみ納税義務を負います。

(3) 共同事業及びみなし共同事業の免税点判定

① 共同事業の場合〔令 56 の 51①〕

共同事業である事業（みなし共同事業を除く。）に係る共同事業者ごとの免税点の判定は、次の算式により算出される床面積又は従業者数によって行います。

また、当該共同事業者の 1 人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数を合算して行います。

事業所床面積又は従業者給与総額	=	共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額	×	損益分配の割合(割合が定められていない場合は、出資の額に応ずる割合)
-----------------	---	-----------------------------	---	------------------------------------

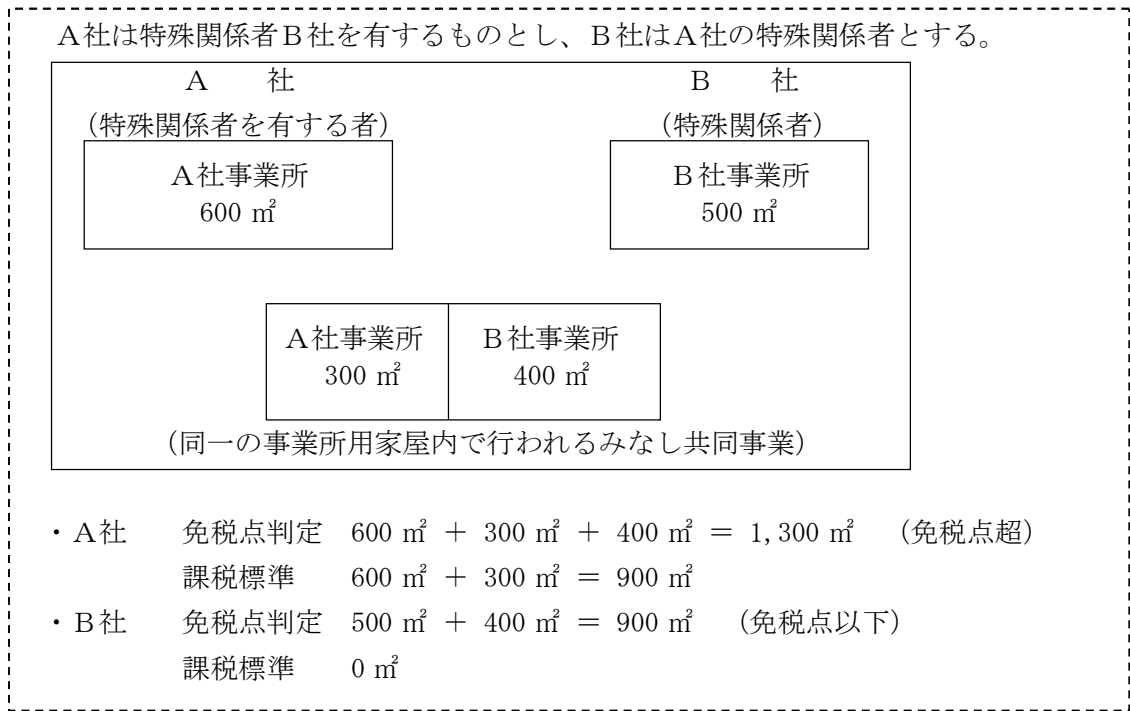
② みなし共同事業の場合〔令 56 の 51②〕

特殊関係者を有する者の免税点判定は、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独でおこなうものとして扱い、共同事業に係る事業所床面積や従業者数によって行います。

特殊関係者の免税点判定は、自己のすべての事業所等にかかる事業所床面積又は従業者数のみで行います。

また、それぞれの者が他に単独で行う事業がある場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数を合算して行います。

【みなし共同事業の免税点判定の例】



(4) 企業組合又は協業組合の免税点の特例 [法 701 の 43②]

企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」という。）の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの、又はこれに準ずる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれの事業所ごとに免税点を判定します。

(5) 従業員の数に著しい変動がある事業所等の従業員数の算定

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業員数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業員の数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業員数とみなします。

なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

[法 701 の 43④] [令 56 の 73①]

$$\frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業員数 (1人未満の端数切捨て)}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業員数の合計}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(6) 事業を休止している場合

課税標準の算定期間末日以前6ヶ月以上事業を休止している事業所等の事業所床面積及び事業所等の一部を休止している部分に係る事業所床面積は、免税点の判定における事業所床面積には含まれます。(但し、課税標準からは除かれます。)

6 非課税 [法 701 の 34]

事業所税の創設の趣旨・目的・性格等からみて事業所税を課税すべきではないと考えられる事業所等・事業所用家屋について、人的非課税及び用途非課税の措置が講じられています。

詳しくは「別表 1 非課税対象施設一覧表(P. 47～)」を参照してください。

(1) 人的非課税の例

国や公共法人、公益法人等(収益事業以外の事業に係るものに限る。)の施設は、公共性、公益性から非課税とされています。

なお、収益事業の範囲は法人税法施行令第 5 条に規定する事業とされています。ただし、学校法人(私立学校法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人を含む。)が学生又は生徒のために行う事業については、収益事業であっても課税しないこととされています。

また、収益事業と収益事業以外とを併せて行っている事業所においては、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第 6 条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

(2) 用途非課税の例

福利厚生施設や路外駐車場等、特定の用途に供される施設は非課税とされています。

① 福利厚生施設

ア 体育館・売店・食堂・娯楽室・診療所及び理髪室は、一般的に福利厚生施設として取り扱います。

イ 更衣室・浴室・休憩室・仮眠室・喫茶室及び宿泊室については、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱います。

(注) 制服着用義務のある事業所の更衣室・タクシー乗務員の仮眠室・工場の浴室等は、業務用施設となるため福利厚生施設には該当しません。

ウ 研修所は、福利厚生施設には該当しません。

エ 社員寮及び社宅は、居住の用に供するものであるので課税の対象にはなりません。

② 路外駐車場

非課税の対象となる路外駐車場とは一般公共の用に供する時間貸駐車場等であり、専用駐車場ではなく、利用者を特定、制限しない駐車場となりますが、具体的には次に掲げるものに該当する施設です。

ア 駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で都市計画において定められたもの

イ 駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で駐車場法第 12 条の規定により届出がなされたもの(アの路外駐車場を除く。)

ウ 公共施設（官公庁、駅等）から 200m以内に設置された路外駐車場で一般公共の用に供するもの

③ 消防用設備等・防災施設等

非課税の対象となるのは、特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等にに限られます。

特定防火対象物の範囲並びに非課税の対象となる消防用設備等及び防災施設等については「消防用設備・防災施設等の非課税の範囲(P. 60～65)」を参照してください。

(3) 非課税判定日 [法 701 の 34⑥]

課税標準の算定期間（法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間）の末日の現況によります。

(4) 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、非課税施設と課税施設とがあり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は全て課税床面積に含まれます。

(5) 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算 [令 56 の 49]

非課税規定の適用を受ける施設と受けない事業とに従事した従業者に係る従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。なお、分量が明らかでない場合は、非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに均等に従事したものとして計算してください。

(6) 課税標準の算定期間の中途に非課税施設又は課税施設となった場合の資産割及び従業者割の取扱いについて

非課税施設の適用の有無は、課税標準の算定期間の末日の現況によって判定しますので、算定期間の途中で用途変更された場合は次のとおりになります。

① 資産割

非課税規定の適用がない施設から、非課税規定の適用がある施設に該当することとなった場合においては、当該施設に係る事業所床面積の全部が非課税となります。

また、逆に、非課税規定の適用対象がある施設から、非課税規定の適用がない施設になった場合においては、当該施設に係る事業所床面積の全部が課税対象となります。

これらの事情が生じたときは、いずれの場合においても月割課税は行われません。

② 従業者割

課税施設が非課税施設になった場合又は非課税施設が課税施設になった場合における従業者割の免税点の判定にあたっては、非課税施設に該当する期間中に当該施設に係る従業者に支払われた給与等のみが非課税となります。

7 課税標準の特例 [法 701 の 41]

事業所税の創設の趣旨・目的・性格等から見て事業所税を軽減すべきものと考えられる事業所等・事業所用家屋について、人的なもの用途によるものの課税標準の特例措置が講じられています。

詳しくは「別表 2 課税標準の特例対象施設一覧表 (P. 66～)」を参照してください。

(1) 課税標準の特例とは

事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいいます。すなわち、協同組合等についてはその人的な面に着目して特例措置が講じられ、非課税とされる都市施設以外の都市施設、広大な床面積を有することが不可欠な業種で一定面積当たりの収益率の極めて低い施設などについて、その施設の性格、税負担の均衡等の見地から特例措置が講じられています。

(2) 課税標準の特例適用の判定日 [法 701 の 41③]

課税標準の算定期間(法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間)の末日の現況によります。

(3) 特例対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋において、特例対象施設と課税施設とがあり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は特例対象施設に含めません。

(4) 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算 [令 56 の 67]

特例の適用を受ける施設と受けない事業とに従事した従業者に係る従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。

なお、分量が明らかでない場合は、特例の適用を受ける事業と受けない事業とに均等に従事したものとして計算してください。

(5) 課税標準の特例の重複適用 [令 56 の 71] [令附則 16 の 2 の 10①、②]

特例規定のうち 2 以上の規定の適用がある場合には、次の順序により適用します。

適用順位	適用条項
1	法第 701 条の 41 第 1 項
2	法第 701 条の 41 第 2 項
3	法附則第 33 条第 1 項～第 5 項

8 減 免 [条 155]

本市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、富山市市税条例により減免措置を講じています。

詳しくは、「別表 3 減免対象施設一覧表 (P. 80～)」を参照してください。

(1) 減免の範囲

本市においては、天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認められる者その他特別の事情がある者等について、一定要件を満たすものに限り減免措置を講じています。

(2) 減免の適用

① 減免の判定

減免の適用を受け得るものか否かの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行ないます。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合については、非課税、課税標準の特例と同様の方法で行ないます。

② 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限 7 日前までに「事業所税減免申請書」を、減免を受けようとする事由を証する書類等とともに提出してください。

Ⅲ 申告及び納付について

事業所税の納付は申告納付により行ってください。

1 事業所税の申告 [法 701 の 46] [法 701 の 47] [条 152①②]

申告が必要な場合	市内で事業を行う者のうち、市内の事業所床面積（非課税部分を除く。）の合計が 1,000 ㎡を超える場合、または市内の従業者数（非課税該当者を除く。）合計が 100 人を超える場合は、申告及び税の納付が必要です。 〔ただし、納税義務がない場合でも、市内の事業所床面積の合計が 800 ㎡を超える場合、若しくは従業者の合計が 80 人を越える場合は申告書の提出が必要です。〕
提出期限	法人……事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 個人……翌年の 3 月 15 日まで※
提出先	富山市役所財務部市民税課
提出書類	申告書第 44 号様式及び別表(一～四)、添付資料

※ 年の中途において事業を廃止した場合は廃止の日から 1 か月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から 4 か月以内

2 納付場所

納税課、行政サービスセンター、中核型地区センター、小見地区センター、北陸 3 県のゆうちょ銀行・郵便局、富山市指定金融機関(納付書裏面に記載)

3 端数の取扱いについて

事業所床面積	1 ㎡の 100 分の 1 未満切捨て
従業者給与総額	1 円未満切捨て
課税標準となる従業者給与総額	1,000 円未満切捨て
税額	資産割額(1 円未満切捨て)と従業者割額(1 円未満切捨て)の合計額(事業所税額)の 100 円未満切捨て

4 修正申告及び更正請求 [法 701 の 49②] [法 20 の 9 の 3]

すでに確定した課税標準額等または税額等が過少であったため、不足額が生じる場合は、修正申告書を提出するとともに、修正申告により増加した税額を納付してください。

申告書または修正申告書に記載した課税標準額等または税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと、または計算に誤りがあったことにより、税額が過大である場合は、申告納付期限から 5 年以内に限り更正の請求ができます。

5 加算金

(1) 過少申告加算金〔法 701 の 61①〕

期限内に申告書を提出した場合で、当該申告税額が過少であった場合は、市長のなす更正により増加する税額の 10%相当額の過少申告加算金が課されます。

※ 税額が一定額を超える場合は、増差分について 5%相当額が加算されます。

(2) 不申告加算金〔法 701 の 61②③④⑥〕

期限後申告及び市長の決定処分の場合は 15%相当額の不申告加算金が課されます。

※ 税額が一定額を超える場合は、増差分について 5%相当額が加算されます。

(3) 重加算金〔法 701 の 62〕

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいまたは仮装した事による場合は、重加算金(過少申告加算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%)が課されます。

6 延滞金〔法 701 の 60〕〔法附則 3 の 2 ①〕

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%を乗じて計算した延滞金がかかります。

ただし、上記の期間のうち、下記の区分に応じたそれぞれの期間については、年 7.3% (当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における商業手形の基準割引率に年 4%を加算した割合が、年 7.3%に満たない場合は、当該基準割引率に年 4%を加算した割合) を乗じて計算します。

① 提出期限までに提出した申告書に係る税額

→ 申告納付期限の翌日の日から 1 月を経過する日までの期間

② 提出期限後に提出した申告書に係る税額

→ 申告書を提出した日までの期間、又はその日の翌日から 1 月を経過するまでの期間

③ 修正申告書に係る税額

→ 修正申告書を提出した日までの期間、又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

7 事業所等の新設・廃止の申告〔法 701 の 52①〕〔条 153①〕

市内において事業所等を新設し、又は廃止した場合には、当該新設又は廃止の日から 1 月以内に「事業所等新設・廃止申告書」の提出が必要です。

8 事業所用家屋の貸付けに係る申告〔法 701 の 52②〕〔条 153②③〕

事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行った場合には、当該貸付けを行なった日から 1 月以内に「事業所用家屋の貸付けに係る申告書」の提出が必要です。

また、貸付け状況に異動が生じた場合には、当該異動の生じた日から 1 月以内に「事業所用家屋の貸付異動申告書」の提出が必要です。

IV 事業所税の申告書の記載例

次の例による、申告書(第44号様式及び別表1~4)の記載例については、P27~31のとおりです。また、申告書の記載要領についてはP32~36のとおりです。

【例】

富山甲株式会社は、3月決算法人で、令和5年3月31日(決算期末日)の事業所床面積及び当該事業年度中に支払われた従業員給与総額等の状況は次のとおりです。

(1) 本店は、富山市新桜町〇〇〇に所在しており、物品販売業を営んでいます。

ア. 事業所床面積

(a) 専用床面積 3,460 m²

なお、本店は貸ビル(富山乙ビル)に入居しており、当該貸ビルには他にA社、B社及びC社がそれぞれ2,300 m²専用しており、これらの専用部分に係る共用部分の床面積は1,830 m²となっています。

(b) 専用部分の床面積3,460 m²のうち社員食堂として214 m²を使用しています。

A社	B社	C社
2,300 m ²	2,300 m ²	2,300 m ²
共用部分 1,830 m ²		
富山甲株本店 3,460 m ²		

イ. 従業員給与総額

従業員の給与等の支払いは、毎月1日から末日までの分をその月の末日に支払っています。

(a) 従業員給与総額(従業員 213人) 364,830,020円

(b) (a)のうち高年齢者の従業員(6人分) 14,632,000円

(2) 古沢支店は、富山市古沢〇〇〇に所在しており、心身障害者を多数雇用する事業所に該当しています。

ア. 事業所床面積 960 m² (うち娯楽室 165 m²)

イ. 従業員給与総額

(a) 従業員給与総額(従業員 30人) 43,707,350円

(b) (a)のうち心身障害者従業員(15人分) 15,075,000円

(3) 今泉支店は、富山市今泉〇〇〇に所在していましたが、令和4年7月10日に廃止しました。

ア. 事業所床面積 1,820 m² (うち休憩室 150 m²)

イ. 従業員給与総額(従業員 120人) 243,287,000円

事業所等明細書

第四十四号様式別表一（第二十四条の二十九関係）

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	算定期間	明細区分の別		整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
					1 算定期間を通じて使用された事業所等					
					2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等					
				令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	987654321	富山甲株式会社				
	1	本店	富山市新桜町000 富山乙ビル	346000	4.4.1から 5.3.31まで	213			364830020	
	2	富山市0000		61117	12月					
	1	古沢支店	富山市古沢000	96000	4.4.1から 5.3.31まで	30			43707350	
	2	富山市新桜町000 富山甲櫛			12月					
	1			442000	. . から					
	2			61117	. . から	243			408537370	
	計									
	1	今泉支店	富山市今泉000	182000	4.4.1から 4.7.10まで	120			243287000	
	2	富山市新桜町000 富山甲櫛			4月					
	計			182000	. . から					
	1				. . から					
	2				. . から					
	計									
	1				. . から					
	2				. . から					
	計									

非課税明細書

第四十四号様式別表二(第二十四条の二十九関係)

事業所等の名称		事業所等の所在地		算定期間		※ 処理事項		整理番号 987654321	事務所区分	管理番号	申告区分
						氏名又は個人番号又は法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				
事業所等の名称		本店		富山市新桜町〇〇〇		富山甲株式会社					
非課税の内訳		非課税の内訳		事業所等の所在地		事業所等の所在地		事業所等の所在地		事業所等の所在地	
非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳	非課税の内訳
法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当
障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
21400	21400	21400	21400	21400	21400	21400	21400	21400	21400	21400	21400
14632000	14632000	14632000	14632000	14632000	14632000	14632000	14632000	14632000	14632000	14632000	14632000
15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000
29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000
事業所等の名称		古沢支店		富山市古沢〇〇〇		富山市古沢〇〇〇					
法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当	法第701条の34第3項第26号該当
障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者	障害者・65歳以上の従業者
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500
15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000	15075000
29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000	29707000

課税標準の特例明細書

第十四号様式別表二(第二十四条の二十九関係)

事業所等の名称 富山甲株式会社		算定期間		整理番号		事務所		管理番号		申告区分	
		令和4年4月1日から	令和5年3月31日まで	9999999999		富山甲株式会社		9999999999			
事業所等の所在地 富山古沢000		※ 処理事項 氏名又は個人番号又は法人番号		課税標準の特例適用対象 課税標準の特例適用対象 課税標準の特例適用対象		控除割合 控除割合 控除割合		控除業者給与総額 控除業者給与総額 控除業者給与総額		控除業者給与総額 控除業者給与総額 控除業者給与総額	
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合 合イ	控除事業者給与総額 (ア×イ)	課税標準の特例適用対象 ウ	課税標準の特例適用対象 エ	控除割合 合オ	控除業者給与総額 (エ×オ)	控除業者給与総額 カ	控除業者給与総額 カ	控除業者給与総額 カ
法第701条の41 第2項第号該当	79500	39750	1/2								
法第701条の41 第項第号該当											
雇用改善助成対象者											
合計		39750					1/2				
事業所等の名称		事業所等の所在地		課税標準の特例適用対象 課税標準の特例適用対象 課税標準の特例適用対象		控除割合 控除割合 控除割合		控除業者給与総額 控除業者給与総額 控除業者給与総額		控除業者給与総額 控除業者給与総額 控除業者給与総額	
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合 合イ	控除事業者給与総額 (ア×イ)	課税標準の特例適用対象 ウ	課税標準の特例適用対象 エ	控除割合 合オ	控除業者給与総額 (エ×オ)	控除業者給与総額 カ	控除業者給与総額 カ	控除業者給与総額 カ
法第701条の41 第項第号該当											
法第701条の41 第項第号該当											
雇用改善助成対象者											
合計							1/2				
控除事業者床面積の合計				39750		控除業者給与総額の合計					

共用部分の計算書

第四十四号様式別表四（第二十四条の二十九関係）

算定期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	※ 他項 事項	整理番号 987654321	事務所 区分	管理番号	申告区分
		氏名又は 個人番号又 は法人番号	富山甲株式会社			
		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				
		事業所等の所在地	富山市新緑町000			
③ の 内 訳						
①	1036000	専用部分の延べ面積				
②	346000	①のうち当該事業所部分の延べ面積				
③	000	非課税に係る共用床面積				
④	183000	③以外の共用床面積				
⑤	183000	共用床面積の合計（③＋④）				
⑥	61117	事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①} \right]$				
※						
		事業所等の所在地				
③ の 内 訳						
①		専用部分の延べ面積				
②		①のうち当該事業所部分の延べ面積				
③		非課税に係る共用床面積				
④		③以外の共用床面積				
⑤		共用床面積の合計（③＋④）				
⑥		事業所床面積となる共用床面積 $\left[④ \times \frac{②}{①} \right]$				

第 44 号様式記載要領

- 1 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）所在地の市長に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名すること。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び富山市の区域内の事業所等が支店の場合には主たる支店の所在地を併記すること。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。
なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載すること。
- 8 「事業所税の申告書」は、次により記載すること。
 - (1) 法第 701 条の 46 又は法第 701 条の 47 の申告の場合は、記載しない。
 - (2) 法第 701 条の 49 の申告の場合は、「修正」
- 9 ①及び②の欄は、別表 1（事業所等明細書）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 10 ③及び④の欄は、別表 2（非課税明細書）の⑦の合計（事業所等が 2 以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表 3（課税標準の特例明細書）の⑧の合計（事業所等が 2 以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が 12 月に満たない場合は $(① - ③ - ⑤)$ の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載すること。
- 13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する $(② - ④ - ⑥)$ の床面積（算定期間が 12 月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3) を除く。）
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3) を除く。）
$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 14 ⑨の欄は、別表 1 の従業者給与総額⑨の合計を記載すること。
- 15 ⑩の欄は、別表 2 の非課税従業者給与総額⑩の合計を記載すること。
- 16 ⑪の欄は、別表 3 の控除従業者給与総額⑪の合計を記載すること。
- 17 ⑫の欄は、課税標準となる従業者給与総額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
- 18 ⑬及び⑭の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に 100 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

第 44 号様式別表 1 記載要領

- 1 この明細書は、第 44 号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 5 「明細区分」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 1 は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2 は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいうものであること。また、計は、1 又は 2 のそれぞれの合計をいうものであること。
 - (2) (1) の区分に従って、該当する項目に○印を付すること。
 - (3) 記載に当たっては、まず明細区分 1 の事業所等から記載し、次に 1 の合計、そして明細区分 2 の事業所等、2 の合計の順に記載していくこと（「専用床面積㊦」及び「共用床面積㊧」の合計は、記載する必要のないものであること。）。
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が 1 又は 2 である場合には、上記 (2) 及び (3) の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せば足りるものであること。
- 6 「専用床面積㊦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。
- 7 「共用床面積㊧」の欄は、専用床面積に対応する第 44 号様式別表 4 の㊦の共用床面積を記載すること。
- 8 「事業所床面積㊨」の欄は、「専用床面積㊦」と「共用床面積㊧」の合計を記載すること。
なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載すれば足りるものであること。
- 9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がないものであること。
- 10 「同上の月数」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3) を除く。）
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3) を除く。）
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 11 「従業者数㊩」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者を含む。）を記載すること。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に 2 を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載すること。
なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付すること。
- 12 「従業者給与総額㊪」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載すること。

第 44 号様式別表 2 記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第 701 条の 34（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第 44 号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 5 ㊸の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てること。）を記載すること。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表 4 の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないこと。
- 6 ㊹の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号において従業者から除かれる者）を該当項目ごとに記載すること。
- 7 ㊺の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載すること。

第 44 号様式別表 3 記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第 701 条の 41 又は附則第 33 条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含む。）に第 44 号様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載すること。
- 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊦の控除割合による控除前の床面積を 1 平方メートルの 100 分の 1 未満を切り捨てて記載すること。）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。
なお、法第 701 条の 41 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 33 条第 1 項から第 5 項までの規定のうち 2 以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊦の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載すること。
- 6 ㊧の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊧の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載すること。

第 44 号様式別表 4 記載要領

- 1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第 44 号様式別表 1 に添付すること。
したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がないものであること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1 平方メートルの 100 分の 1 未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載すること。
- 5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載すること。
なお、この専用床面積は、第 44 号様式別表 1 の「専用床面積⑦」の欄と一致するものであること。
- 6 ③の欄は、④の欄の数値を記載すること。
- 7 ⑦の欄は、次により記載すること。ただし、⑦、⑧及び⑨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。
 - (1) ⑦の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）第 56 条の 43 第 2 項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載すること。
 - (2) ⑧の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号イ、第 4 号及び第 5 号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載すること。
 - (3) ⑨の欄は、共用床面積のうち政令第 56 条の 43 第 3 項第 1 号ロ、第 2 号、第 3 号及び第 5 号ロに掲げる設備等に係る床面積に 2 分の 1 を乗じて得た面積を記載すること。
 - (4) ⑩の欄は、共用床面積のうち、⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載すること。
 - (5) ⑦～⑩に記載がある場合は、別表 2 に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付すること。

V 実務応答

課税客体

1. (事業所用)家屋とは	38
2. 家屋に該当しない事業所等について	38
3. 無人倉庫について	38
4. モデルハウスについて	38
5. 貸ビルの空室について	39

納税義務者

6. 倉庫に係る納税義務者	39
7. デパート等のケース貸しに係る納税義務者	39
8. 委託事業の場合の納税義務者	39
9. ビルメンテナンス会社の使用部分	40
10. 共同事業の納税義務者について	40
11. 会社合併の場合の納税義務者	40

課税標準

12. 事業年度の中で事業所等が移転した場合について	41
13. 事業年度の中で事業所等を増設した場合について	41
14. 貸ビル等の共用部分の範囲	41
15. 従業者給与総額の算定と発生主義	41
16. 通勤手当等の諸手当の取扱いについて	42
17. 退職者に対するベースアップの差額について	42
18. 使用人兼務役員の給与の取扱いについて	42
19. 派遣職員の給与の取扱いについて	42

税率

20. 事業所税の税率について	43
-----------------	----

免税点

21. 免税点について	43
22. 非課税又は課税標準の特例の適用がある場合の免税点の判定について	43
23. 資産割の月割計算と免税点の判定について	44
24. 事業所を休止している場合の免税点の判定について	44

申告及び納付について

25. 事業所税の申告納付について	44
26. 税額の更正等について	44
27. 税額がない場合でも申告する必要がある場合	45

課 税 客 体

1. (事業所用) 家屋とは

問 屋根だけの設備の車庫や未登記の建物は課税対象となりますか。

(答) 事業所税の課税対象である事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（固定資産税の課税対象となる家屋）に該当するかどうかによって判定します。

したがって、設問の車庫や未登記の建物であっても、不動産登記法上の家屋として登記の対象となり得るものである限り事業所税の課税対象となります。

2. 家屋に該当しない事業所等について

問 法人市民税均等割が課税されている事業所で、固定資産税において家屋と認められないものについては、事業所税は課税されますか。

(答) 事業所税の課税客体は、事業所等において法人又は個人の行う事業ですから設問の施設が事業所等であり、事業が行われている限り課税客体は存在するものです。

しかし、資産割の課税標準は事業所床面積であり、設問のような家屋に該当しない事業所においては事業所床面積が存在せず、課税標準がありませんので、資産割については課税されず、従業者割のみの課税となります。

3. 無人倉庫について

問 無人倉庫は、事業所に該当しますか。

(答) 無人倉庫については、それを管理する事務所等が富山市内にある場合には、当然課税対象となりますが、倉庫を管理する事務所等が富山市外にある場合においても、その無人倉庫が当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り、課税の対象となります。

4. モデルハウスについて

問 モデルハウスは、事業所等に該当しますか。

(答) モデルハウスは、住宅の商品見本としての性格が強いことから、事業所税の課税客体とはなりません。ただし、モデルハウス内に設置される営業所等については課税客体となります。

5. 貸ビルの空室について

問 貸ビルに空室がある場合、その空室となっている部分は課税の対象となりますか。
また、貸ビルの共用部分をあん分する場合には、空室部分の取扱いはどのようなになりますか。

- (答) 事業所税の納税義務者は、事務所等において事業を行う法人又は個人ですが、いわゆる貸ビルの場合は、当該貸ビルの全部又は一部を借りて事業を行う法人又は個人が納税義務者となります。したがって、貸ビルに空室がある場合には、その部分は事業所税の課税対象とはならないものです。
また、貸ビルの共用部分をあん分する場合には、現に借りられている貸ビル内の専用部分に専用部分である空室部分を加えたものをあん分の基礎とします。
すなわち、貸ビルの中の専用部分に空室部分を含めて共用部分をあん分することになります。

納 税 義 務 者

6. 倉庫に係る納税義務者

問 次のような場合は、どのように取扱いますか。
(1) 1棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃貸し、専用する場合
(2) 1棟の倉庫の内、特定の数室又は1室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃貸し、専用する場合
(3) 製品1個又は1ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

- (答) 設問の場合は、次のように取扱います。
(1)及び(2)については、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又は当該倉庫部分を使用している者の事業所等として取扱います。
(3)については、倉庫業者の事業所等として取扱います。

7. デパート等のケース貸しに係る納税義務者

問 デパート等の売場において、いわゆるケース貸しとして他の事業者に営業させている場合、当該部分に係る資産割の納税義務者は誰になりますか。

- (答) デパート等におけるいわゆるケース貸しに係る部分は、当該部分の使用について賃貸借契約が締結され、賃借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、当該部分については、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。

8. 委託事業の場合の納税義務者

問 A社は、業務の一部を別会社のB社に委託し、委託料をB社に支払っています。B社は自社の工場および従業員を使用して受託した事業を行っている場合の委託事業に係る納税義務者はA社、B社いずれになりますか。

- (答) 委託事業の場合は、一般的には受託者が事業を行っていると考えられます。設問の委託事業も、受託者B社の工場において、B社の従業員がB社の事業として実施しているものと認められますので、B社が納税義務者となります。
- なお、A社の事業所等の一部でB社の従業員が当該委託事業を行う場合には、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状況で独立した事業所等と認められるものを除き、当該委託者であるA社が納税義務者となります。

9. ビルメンテナンス会社の使用部分

問 ビルの管理業務の一部の委託を受けたビルメンテナンス会社を使用する次の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所等の部分に該当しますか。

なお、当該使用部分について特に賃貸借契約は締結されておらずビルメンテナンス会社が無償で使用している。

- (1) 清掃作業員の詰所
- (2) 清掃用具の保管室
- (3) ガードマンの詰所、宿直室
- (4) 守衛室
- (5) 空調機械等の操作又は監視作業の作業員等の詰所

- (答) 設問の(1)から(5)に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所等の部分ではなく、当該ビルの管理者又は所有者の事業所等の部分に該当します。

10. 共同事業の納税義務者について

問 A・B両社が、共同で研究所を設立し、A社はその研究所の施設を提供し、B社は研究員の給与を支払っている。この場合の事業所税の納税義務者はどのようなになりますか。

- (答) 設問の研究所は、A、B両社の共同事業に係る事業所等に該当すると考えられます。この場合の研究所に係る事業所税については、A社及びB社が連帯して納税義務を負うこととなります。

11. 会社合併の場合の納税義務者

問 A社とB社は同じ決算期の法人であるが、次の各々の場合において、解散の日を含む事業年度に係る事業所税の納税義務者は誰になりますか。

- (1) 事業年度の中でA社がB社を吸収合併して、AB社に商号変更した場合
- (2) 事業年度の中でA社とB社が対等合併して、C社を設立した場合
- (3) 事業年度の中でA社とB社が対等合併し、C社を設立すると同時に、富山市内にある旧A社の事業所と旧B社の事業所を全て廃止し、主たる事業所を富山市外においた場合

- (答) 法人が合併した場合には、吸収合併、新設合併いずれの場合も、合併法人が被合併法人の納税義務を承継するものとされています。

したがって、設問の場合、(1)は合併法人AB社が被合併法人B社の納税義務を承継し、(2)及び(3)は、合併法人C社が被合併法人A社及びB社の納税義務を承継することとなります。

課 税 標 準

1 2. 事業年度の途中で事業所等が移転した場合について

問 事業年度の途中で事業所等に移転した場合の資産割の課税標準はどうなりますか。

(答) 資産割の課税標準は、原則として課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積です。しかし、課税標準の算定期間の中途において事業所等が新設又は廃止された場合は、それぞれ月割で課税標準を算定することとされています。

設問の場合には、前の事業所等が廃止され、新しい事業所等が新設されたものとして、それぞれ法 701 の 40②(1)(2)の規定に基づき月割で課税標準の計算を行います。

1 3. 事業年度の途中で事業所等を増設した場合について

問 事業年度の途中で、事業所内にさらに 1 棟事業所用家屋を増設しました。この場合、増設した事業所用家屋は月割で課税標準を計算するのですか。

(答) 事業所等とは、1 区画を占めて経済活動を行う場所をいいます。したがって、同一の敷地内にあれば、経営主体が同一である限り、1 区画とみなして 1 単位の事業所等として取扱います。

ついては、一の事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等は単なる床面積の異動であることから月割による計算は行わず、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積が課税標準となります。

月割で課税標準の計算を行うのは、支店、営業所等そこで 1 単位の事業が行われると認められるようなものの新設、廃止があった場合に限られます。

1 4. 貸ビル等の共用部分の範囲

問 貸ビル等の一部を借りている場合において、ビル全体の廊下、階段、エレベーター室等の床面積は全入居者の共用部分となりますか。また、特定の階の廊下等は、その階の入居者のみの共用部分とすればよいのですか。

(答) 貸ビル等における階段、エレベーター室、エレベーター室前ホール、機械室、電気室等は、原則として入居者全員に係る共用部分となります。

なお、1 グループに係る共用部分と他のグループに係る部分とが明確に区分できる場合は、それぞれのグループの共用部分として取扱われます。

1 5. 従業者給与総額の算定と発生主義

問 従業者割の課税標準は従業者給与総額とされていますが、その算定にあたっては、発生主義と現金主義のいずれによって算定するのですか。

(答) 従業者給与総額の算定は、会計処理上のいわゆる発生主義で算定すべきものです。したがって、現実に従業者に現金が支払われていなくても、会計上未払金として計上されているものについては、従業者給与総額に算入されます。

なお、未だ支払義務が発生していない期末賞与等について、引当金として計上している場合は、未払金として計上されていないのですから従業者給与総額には含まれません。

16. 通勤手当等の諸手当の取扱いについて

問 次に掲げる手当等は従業者給与総額に算入されますか。

- (1) 通勤手当 (2) 住居手当 (3) レクリエーションの費用
(4) 観劇等の入場券の交付 (5) 永年勤続者の表彰記念品
(6) 食事代(食券交付)

(答) (1) 通勤手当及び住居手当は従業者給与総額に含まれますが、所得税の取扱い上非課税とされている通勤手当については従業者給与総額には含まれません。

(2) 設問の(3)～(6)については、従業者給与総額には含まれません。

なお、通勤手当のほか、所得税の取扱い上非課税とされている宿日直手当、食事代(現金支給)についても通勤手当と同様に従業者給与総額には含まれません。

17. 退職者に対するベースアップの差額の取扱いについて

問 退職者に対して支払われるベースアップの差額は、課税標準となる従業者給与総額に含まれますか。

(答) 従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とされています。したがって、退職者に対して支払われるベースアップの差額は、当該差額の支払日の属する事業年度の従業者給与総額に含まれます。

なお、退職金は含まれません。

18. 使用人兼務役員の給与の取扱いについて

問 65歳以上の使用人兼務役員は「役員」と解してよいですか。また、使用人として支払われる給与等の取扱いはどのようになりますか。

(答) 設問の場合は役員と解します。また、使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に含まれます。

19. 派遣職員の給与の取扱いについて

問 従業者給与総額を算定する場合、デパート等の派遣職員の取扱いはどのようになりますか。

(答) デパート等において問屋等から派遣されている従業者の給与等の取扱いは、その者の給与等が問屋等から支払われている限り、派遣元の問屋等の従業者給与として取扱い、派遣先のデパート等の従業者給与総額には含まれません。

税 率

20. 事業所税の税率について

問 事業所税の税率は一定税率とされているのはなぜですか。

(答) 事業所税は、大都市に共通の都市環境整備のための財政需要に充てることを目的とする目的税であり、課税団体も限られており都市によって財政需要の態様が著しく異なるということは一般的には考えられないこと及び国税、地方税を通ずる法人の総合税負担をも考え合わせたことによるものです。

免 税 点

21. 免税点について

問 免税点は基礎控除と考えてよいのですか。

(答) 事業所税における免税点の制度は、中小零細業者の負担を排除するため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。
したがって、例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となるものです。

22. 非課税又は課税標準の特例の適用がある場合の免税点の判定について

問 免税点の判定にあたって、非課税又は課税標準の特例の適用があるものは、どのように取扱いますか。

(答) 免税点の判定にあたっては、非課税規定がもともと法の適用除外を定めたものであることから、これら非課税規定の適用を受けた床面積又は従業者数をそれぞれ控除した後の床面積又は従業者数によって免税点の判定を行います。
また、課税標準の特例の対象となるものについては、当該特例規定がもともと負担の軽減を図る趣旨であることから、特例規定の適用前の床面積又は従業者数により、免税点の判定を行います。

23. 資産割の月割計算と免税点の判定について

問 事業所税のうち資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が12月に満たない場合にはその月数に応じて事業所床面積を按分して算定することとされていますが、免税点の判定の場合もこのように按分して算定した結果に基づいて判定を行うこととなりますか。

(答) 免税点の判定においては、資産割の課税標準の算定における月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により免税点の判定を行うものです。この結果、免税点を超過して課税されることとなる場合に、設問のように算定期間の月数により按分して課税標準を算定することになるものです。

24. 事業を休止している場合の免税点の判定について

問 事業を休止している場合(例えば、ボーリング場又は工場の一部休止)の当該休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

(答) 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含めませんが、免税点における扱いは、当該休止部分に係る床面積は判定の基礎となる事業所床面積に含めます。
なお、この場合における休止とは、6月以上継続して休止していることが必要であり、断続的な休止(季節的休止)は含めません。

申告及び納付について

25. 事業所税の申告納付について

問 当社は、富山市内に本社をはじめ5か所の事業所を有しておりますが、これら5か所の事業所がそれぞれ免税点を超過している場合であっても、事業所税の申告納付は合算して本社で行わなければなりませんか。

(答) 事業所税については、法人にあっては各事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を課税団体の長に提出し、その申告した税額を納付しなければならないものとされています。この場合において、申告しなければならない課税標準額とは、資産割にあっては、当該事業年度又は個人に係る課税期間中においてその者が課税団体の区域内に有し、又は有していた各事業所等の合計面積、従業者割にあっては当該各事業所等の従業者給与総額の合計額とされていますので、設問の場合において、事業所税の申告納付は本社及び支社等の5か所の事業所等の事業所床面積及び従業者給与総額をそれぞれ合算して本社において行うこととなります。

26. 税額の更正等について

問 申告書の提出後、納税者自身はその内容に誤り等を発見した場合は、どうすればよいのですか。

(答) (1) 誤り等の修正によって税額が増加する場合

申告書の提出後に課税標準額又は税額が少なかったことに気付いた場合は、前の申告を修正するために修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければなりません。

(2) 誤り等の修正によって税額が減少する場合

申告書の提出後に課税標準額又は税額が多すぎたことに気付いた場合は、正しい課税標準額又は税額に直すように法定納期限から5年以内に限って、課税団体の長あてに更正の請求をすることができます。

27. 税額がない場合でも申告する必要がある場合

問 免税点以下であることにより、納付すべき事業所税額がない場合には、申告する必要はありませんか。

(答) 事業所税については、地方税法において、納付すべき事業所税額がない者に対しても事業所税の課税団体の条例の定めるところにより申告書を提出させることができる旨が定められています。

富山市においては、富山市市税条例第152条第2項により、次の①又は②に該当する者に申告を義務づけています。

- ① 当該課税標準の算定期間の前課税標準の算定期間において納付すべき事業税額があった者
- ② 当該課税標準の算定期間に係る事業所床面積が800㎡又は従業者の数が80人を超える者

別 表 目 次

別表 1	非課税対象施設一覧表	47
	1. 人的非課税	
	2. 用途非課税	
	消防用設備・防災設備等の非課税の範囲	61
	[表 1]特定防火対象物	
	[表 2]消防用設備等に係る非課税施設一覧	
	[表 3]防災施設等に係る非課税施設一覧	
別表 2	課税標準の特例対象施設一覧表	67
	1. 課税標準の特例	
	2. 期限付措置法関係	
	公害防止又は資源の有効利用施設の特例範囲	76
別表 3	減免対象施設一覧表	80

別表 1 非課税対象施設一覧表

[法 701 の 34]

1. 人的非課税

区分	対象	要件等 (概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
国等	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに公共法人(法人税法第2条第5号の公共法人)	○	○	法 701 の 34 ①		
公益法人等	公益法人等	法人税法第2条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する許可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む。)又は人格のない社団等が行なう事業のうち収益事業以外の事業	○	○	法 701 の 34 ②	令 56 の 22	

2. 用途非課税

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
共通	勤労者の福利厚生施設	<p>① 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営し専らこれらの者が雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>② 国民健康保険組合、健康保険組合、共済組合等(国家公務員、地方公務員、市町村職員、その他の共済組合)又はその連合会が経営し専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設</p> <p>③ その他専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生施設で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協、消費生協、消費生協連合会、企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利厚生施設 ・公益法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人)若しくは一般財団法人(非営利型法人)又は人格のない社団等が経営し専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設 <p>④ 上記の者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>※福利厚生施設とは、専ら勤労者の福利厚生のために設置される体育館、娯楽教養室、美容室、理髪室、喫茶室、食堂、休憩室等であり、業務上必要なものとして設置されている更衣室、浴場、仮眠室等は福利厚生施設に該当しません。</p>	○	○	法 701 の 34 ③(26)	令 56の 41	規 24の 7

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
消防	消防用設備等、特殊消防用設備等、防災に関する施設又は設備	<p>百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして政令で定めるものに設置される消防用設備等で政令で定めるもの及び同条第3項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分</p> <p>※対象となるものはP.60 [表1]に掲げる特定防火対象物に設置される、P.61~65 [表2]、[表3]に掲げる施設又は設備に限ります。</p>	○	—	法701の34④	令56の43	規24の9
駐車場	路外駐車場	<p>駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち次のもの</p> <p>① 都市計画において定められたもの</p> <p>② 同法第12条の規定により届出がなされたもの</p> <p>③ 公共施設(官公庁、駅等)から200m以内に設置され、一般公共の用に供するもの</p>	○	○	法701の34③(27)	令56の42	規24の8
	自転車等駐車場	<p>道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの</p>	○	○	法701の34③(28)		

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
中小企業関連	中小企業の連携等又は集積の活性化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け(これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付を含む。)を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③(18)	令56の34	規24の5の2
	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設	① 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業(総務省令で定めるものを除く。)を行う者が市町村(特別区を含む。)から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの ② 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業(総務省令で定めるものを除く。)を行う者が市町村(特別区を含む。)から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34 ③(19)	令56の35	規24の5の3 24の5の4
港湾運送事業	港湾運送事業者事業用施設	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、同法第2条第1項に規定する港湾運送の業務に従事する労働者の労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	法701の34 ⑤	令56の46	規24の10

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
公害関連事業	一般廃棄物収集、運搬、処分事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(8)		
市場関連事業	卸売市場等	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設 ① 中央卸売市場、地方卸売市場、卸売市場 ② 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第9号の中欄に規定する付設集団売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター ③ 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所(一時的に指定されたものを除く。)において生鮮食料品等を保管する施設	○	○	法701の34③(14)	令56の29	規24の5
教育関連事業	博物館教育文化施設	① 博物館法第2条第1項に規定する博物館 ② 図書館法第2条第1項に規定する図書館 ③ 学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○	法701の34③(3)	令56の24	

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
医療関連	医療施設等	① 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所 ② 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するもの ③ 看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所	○	○	法701の34③(9)	令56の26	

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
交通関連事業	鉄道、軌道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所、発電施設以外の施設	○	○	法701の34③(20)	令56の36	
	一般乗合旅客自動車運送事業等事業用施設	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業(特定の者の需要に応じてするものを除く。)に係る部分に限る。)を経営する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	法701の34③(21)	令56の37	

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
交通関連事業	バスターミナル、トラックターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	法701の34③(22)	令56の38	
	国際路線航空事業用施設	<p>国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして、航空法第100条の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち次のもの</p> <p>① 格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、航空機部品整備保管施設、整備用資材保管施設、地上作業用機材整備施設、車庫、変電所、配電所</p> <p>② 旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、遺失物保管室、手荷物取扱施設</p> <p>③ 待合室、ロビー、通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設</p>	○	○	法701の34③(23)	令56の39	規24の6
	高速道路事業用施設	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	法701の34③(29)	令56の42の2	

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
福祉関連事業	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護法第 38 条第 1 項に規定する保護施設で政令で定めるもの ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 ③ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの(④に該当するものを除く。) ④ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園 ⑤ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設 ⑦ 社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの ⑧ 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 ⑨ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第 12 項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設 	○	○	法 701 の 34③ (10) (10の2) (10の3) (10の4) (10の5) (10の6) (10の7) (10の8) (10の9)	令 56の26 の2 56の26 の3 56の26 の4 56の26 の5	

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
農業 関 連 事 業	農林漁業 生産施設	<p>農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>① 農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎</p> <p>② 家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきのこと栽培施設</p>	○	○	法 701 の 34 ③(11)	令 56の27	規 24の3
	農業協同組合等 共同利用施設	<p>農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>① 生産の用に供するもの</p> <p>② 国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫の資金(株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号から第13号までの下欄に掲げる資金に限る。)、沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金若しくは漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設、農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設</p>	○	○	法 701 の 34 ③(12)	令 56の28	規 24の4

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
特定業種	ガス事業用施設	<p>ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>① ガス事業法第2条第13項のガス工作物(ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備)</p> <p>② ①の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設</p>	○	○	法701の34③(17)	令56の33	
	死亡獣畜取扱場	<p>化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場(死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域で、死亡獣畜取扱場として都道府県知事の許可を受けたもの。)</p>	○	○	法701の34③(6)		
	と畜場	<p>と畜場法第3条第2項に規定すると畜場(食用に供する目的で獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)をとさつし、又は解体するために設置された施設。)</p>	○	○	法701の34③(5)		
	公衆浴場	<p>公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令第4条の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場</p>	○	○	法701の34③(4)	令56の25	

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
特定業種	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設 (水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの。)	○	○	法701の34③(7)		
	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの ① 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物(発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)) ② ①の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○	法701の34③(16)	令56の32	

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
特定業種	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業を営む者で同法第117条第1項の規定による認定を受けた者のうち、同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務省令で定める要件に該当する者が行う、当該電気通信事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設、研修施設以外の施設	○	○	法701の34③(24)	令56の40	規24の6の2
	日本郵便株式会社業務用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの ① 郵便物の送達のために供する施設(郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管のために供する施設) ② 簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばきの用に供する施設(当該施設のうち郵便窓口業務等の用に供するものとして総務省令で定める部分に限る。)	○	○	法701の34③(25の2)	令56の40の3	規24の6の4

区分	対象	要件等(概要)	適用の有無		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
特定業種	一般信書便事業用施設	<p>民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>① 信書便物の引受け及び配達のために供する施設</p> <p>② 信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のために供する施設</p>	○	○	法 701 の 34 ③(25)	令 56の 40 の 2	規 24の 6 の 3

消防用設備・防災施設等の非課税の範囲

[法第 701 の 34④]

非課税の対象となる施設は、「消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第 56 条の 43 第 1 項で定める防火対象物（〔表 1〕特定防火対象物）」に設置される消防用設備及び防災施設等で、同条第 2 項及び第 3 項に定めるもののうち、当該対象施設の床面積を有する部分です。

〔表 1〕 特定防火対象物

(消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物のうち、地方税法施行令第 56 条の 43 第 1 項で定めるもの)

項	特 定 防 火 対 象 物 (概 要)
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに 1 項イ、4 項、5 項イ及び 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）

項	特 定 防 火 対 象 物 (概 要)
6	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設 ニ 幼稚園又は特別支援学校
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16 の2	地下街
16 の3	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

[表 2] 消防用設備等に係る非課税施設一覧

区分	施設又は設備	対象要件等（概要）	具 体 例	非課税区分	
				全部	1/2
消 防 用 設 備 等	消火設備	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備	操作機器の格納庫及び消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫を含む ただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
		上段の設備に係る水槽の設置部分及び上段の設備に係るポンプが設備されているポンプ室	一般給水用ポンプと併設されている場合は各々のポンプの占用床面積に応じ按分する	○	

区分	施設又は設備	対象要件等（概要）	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
消防	消火設備	消火器、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩	設置箇所に標識を設け、かつ常設されている場合に限る	○	
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備	操作機器の格納庫及び消火薬剤の貯蔵槽又は消化剤の貯蔵容器等の貯蔵庫を含む ただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
防	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具、非常ベル、自動式サイレン、放送設備	壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象とならない	○	
設備	非常電源	連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備	床を占有する場合のみ	○	
		消防用設備等に附置される非常電源、又は予備電源の電源室(発電室、蓄電室又は変電室)	一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じて按分する	○	
等	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水		○	
	消火活動上必要な施設	排煙設備	排煙設備のダクトスペース(床を占有する部分)を含む	○	
	パイプスペース等	消防用設備等に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分でバルブ類の格納部分を含むものとし、床を占有する部分	消防用設備等の配管又は配線と一般設備の配管又は配線とを併せて格納する場合を含む	○	

区分	施設又は設備	対象要件等（概要）	具 体 例	非課税区分	
				全部	1/2
消防用設備等	避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具	当該設備の設置部分及び操作面積（消防署長等の命令により当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、その部分が有効に確保されていると認められる場合に限る） ただし、壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設置部分については対象としない	○	
			誘導灯、誘導標識	床を占有する場合のみ	○
	総合操作盤その他消防用設備	その他消防用の操作機器の設置部分で床を占有する部分	壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている場合の設備等の設置部分については対象としない	○	

[注] 消防法第17条第1項に規定する消防用設備等(これに附置される非常電源を含む。)で、同条の技術上の基準に適合するもの又は消防法施行令第2章の規定に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定の適用があるものに限られます。

[表 3] 防災施設等に係る非課税施設一覧

(注) ★は建築基準法第35条に規定する施設又は設備に限る

区分	施設又は設備	対象要件等（概要）	具 体 例	非課税区分	
				全部	1/2
防災施設等	非常照明装置	★ 建築基準法施行令第126条の4、5の規定に基づき設置される非常用の照明装置	予備電源の電源室（一般照明用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じ按分する）を含む	○	

区分	施設又は設備	対象要件等(概要)	具体例	非課税区分	
				全部	1/2
防	階段・廊下	★ 特別避難階段の階段室及び附室	建築基準法施行令第123条の規定による特別避難階段の階段室及び附室	○	
		★ 避難階段の階段室	建築基準法施行令第123条の規定による避難階段の階段室	○	
		★ 普通階段の階段	避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）又は地上へ通ずる直通階段に限る		○
		上記以外の階段室で建築基準法施行令第112条第9項の規定に基づいて設置されるもの	主要構造を耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有する建築物で防火区画されているもの		○
		★ 廊下の部分			○
災	排煙設備	★ 建築基準法施行令第126条の2、3の規定に基づき設置される消防用設備以外の排煙設備	消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せて行うダクトスペース（床を占有する部分）及び予備電源の電源室（一般照明用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じ按分する）を含む	○	
		非難階における屋外への出入口の部分			○
設	非常用進入口等	★ 建築基準法施行令第126条の6、7の規定に基づき設置される非常用の進入口	バルコニーの部分（床面積に含まれる場合）を含む	○	
		建築基準法施行令第129条の13の3の規定に基づき設置される非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー	予備電源の電源室（一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じ按分する）を含む	○	
等	昇降機・吹抜部分等	建築基準法施行令第112条第9項の規定に基づき設置されるエレベーター又はエスカレーターの昇降路	予備電源の電源室（一般設備用電源と併設されている場合は各々の設備の占有床面積に応じ按分する）を含む		○
		吹抜部分等	防火区画されているものに限る		○

区分	施設又は設備	対象要件等(概要)		非課税区分	
				全部	1/2
防災施設等	避難通路	富山市火災予防条例の規定により設置する避難通路(主要避難通路及び補助避難通路)	(1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	○	
			(2) (1)以外の避難通路		○
	喫煙所	富山市火災予防条例の規定により設置する喫煙所		○	
	中央管理室等		総合操作盤その他消防用設備等の操作器具の設置部分	○	
中央管理室(前の項目の部分を除く。)				○	

別表 2 課税標準の特例対象施設一覧表

[法 701 の 41]

1. 課税標準の特例

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
協同組合等	協同組合等 (法人税法別表第3)	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 — 2	1 — 2	法 701 の 41 ①(1)		
公害 関 連 事 業	公害防止施設 資源の有効利用 施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの(P.75~78 参照)(法 701 条の 41①(4)に掲げるものを除く。)	3 — 4	—	法 701 の 41 ①(3)	令 56の53	規 24の11
	公害防止事業用 施設 資源の有効利用 施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 6 項若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令に定めるもの	3 — 4	1 — 2	法 701 の 41 ①(4)	令 56の53 の 2	

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
港湾施設	港務通信施設等	<p>港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で政令で定めるもの</p> <p>① 航行補助施設のうち港務通信施設</p> <p>② 旅客施設のうち旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所(宿泊所にあつては、客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。)、広間(主として宿泊者以外の者の利用に供する施設を除く。))その他宿泊に係る施設で総務省令で定める施設(ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの(消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。))</p> <p>③ 船舶役務用施設のうち船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設</p>	1 - 2	1 - 2	法 701 の 41 ①(10)	令 56の61	規 24の19
倉庫流通施設	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3 - 4	1 - 2	法 701 の 41 ①(18)		
	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(法701の41①(11)、(18)に掲げるものを除く。)	3 - 4	-	法 701 の 41 ①(14)		

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
交通事業	タクシー業務用施設	<p>道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。)の用に供する施設で政令で定めるもの(タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設)</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所 ・点検施設 ・洗車施設等 ・車庫 ・給油施設 	1 - 2	1 - 2	法701 の41 ①(15)	令 56の63	
	公共飛行場設置施設	<p>公共の飛行場に設置される施設で政令で定めるもの(法701の34③(23)に掲げるものを除く。)</p> <p>① 格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設</p> <p>② 貨物取扱施設、整備用資材の保管のための施設等、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャールーム、遺失物保管室及び手荷物取扱施設</p> <p>③ 待合室、ロビー及び通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設(消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備に係る部分は除く。)</p>	1 - 2	1 - 2	法701 の41 ①(16)	令 56の64	規 24の20 24の6 ①

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
障害者多数雇用施設	障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等(常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く。))の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者(短時間労働者を除く。)の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者の数と短時間労働者重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等)	1 - 2	-	法 701 の 41 ②	令 56の68	
教育	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。)において直接教育の用に供する施設 (例) 経理専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校用で監督庁の許可を受けたもの等	1 - 2	1 - 2	法 701 の 41 ①(2)		

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
ホテル・旅館	ホテル・旅館用施設	<p>旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの (法701条41①(10)に掲げるものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。) ・広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。) ・ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設で宿泊に係るもの <p>(例) 玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室、ランドリー室等 (風俗営業法第2条第6項第4号に規定するものを除く。)</p>	1 - 2	-	法701 の41 ①(9)	令 56の60	規 24の19
流通業務施設	流通業務地区内の上屋、店舗等	<p>流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で政令で定めるもの (法701条の41①(18)に掲げるものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 ② 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 ③ 上屋、荷さばき場 ④ 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗 ⑤ 上記の施設に付帯する自動車駐車場又は自動車車庫 	1 - 2	1 - 2	法701 の41 ①(17)	令 56の65	

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
港湾施設	外国貿易用 コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設 (法701の41①(11)に掲げるものを除く。)	1 - 2	-	法701 の41 ①(12)		
	港湾運送事業用 上屋	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋 (法701の41①(11)に掲げるものを除く。)	1 - 2	-	法701 の41 ①(13)		
	港湾施設の上屋・ 倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設で政令で定めるもの(上屋及び倉庫(倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。))	3 - 4	1 - 2	法701 の41 ①(11)	令 56の62	

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
特定業種	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3 — 4	—	法701 の41 ①(5)		
	生鮮食料品価格安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの(国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設)	3 — 4	—	法701 の41 ①(6)	令 56の54	規 24の12
	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの(包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設) (例) 次の各工程に係る施設等 ・原料処理 ・仕込 ・発酵熟成 ・火入れ ・調整及び加熱殺菌	3 — 4	—	法701 の41 ①(7)	令 56の56	

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
特定業種	木材市場・木材保管施設	<p>木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの(下記①)又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの(下記②)若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの(下記③)</p> <p>① 売り場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場</p> <p>② 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業(総務省令で定める要件を満たすものに限る。)を営む者</p> <p>③ 専ら木材の保管の用に供される施設</p>	3 - 4	-	法 701 の 41 ①(8)	令 56の57	規 24の14
	特定信書便事業用施設	<p>民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>① 信書便物の引受け及び配達のために供する施設</p> <p>② 信書便物の表示・区分、転送、還付及び管理のために供する施設</p>	1 - 2	1 - 2	法 701 の 41 ①(19)	令 56の66	規 24の21

2. 期限付措置法関係

区分	対象	要件等(概要)	特例控除割合		根拠法令		
			資産割	従業者割	法律	政令	省令
特定業種	特定農産加工業者又は特定事業協同組合等の経営改善措置等の用に供する施設	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>法人—令和6年6月30日までに終了する事業年度分までに限る。 個人—令和5年分までに限る。</p>	1 — 4	—	法附則 33⑤	令附則 16の2 の8⑤	規附則 12の3 ③
特定業種	企業主導型保育事業の用に供する施設	<p>平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う事業所内保育事業を目的とする一定の施設のうち当該政府の補助に係るもの</p> <p>法人—補助開始日の属する事業年度から当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分までに限る。 個人—補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年前の年分までに限る。</p>	3 — 4	3 — 4	法附則 33⑥		規附則 12の3 ④

公害防止又は資源の有効利用施設の特例範囲

[法701の41①(3)] [令56の53] [規24の11]

特例対象となる施設は、事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設です。(ただし、専ら当該施設の用に供する事業用家屋内に設置されている場合に限ります。)

関係諸法律	施設 (概要)
水質汚濁防止法 下水道法	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は同法に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 [令56の53(1)、規16の6①、規24の11①]
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<p>ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設 [令56の53(4)、規16の6⑥(1)、⑦(1)、規24の11⑤、⑥]</p> <p>1 ごみ処理施設 焼却装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯りゅう装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成形装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備</p> <p>2 一般廃棄物の最終処分場</p> <p>3 産業廃棄物の処理施設 脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破碎装置、コンクリート固型化装置、焙焼装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯りゅう装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備</p> <p>4 産業廃棄物の最終処分場</p>
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設(令56の53の2②(4)に掲げるものを除く。) [令56の53(5)]

関係諸法律	施設（概要）				
大気汚染防止法	①ばい煙処理施設〔令56の53(2)、規16の6③、規24の11②〕 1 ばい煙処理施設 大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙を処理するための煙突で高さが70メートル以上のもの又は次表に掲げる機械その他の施設				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 465 726 555">ばい煙処理施設の種類</th> <th data-bbox="726 465 1412 555">機 械 そ の 他 の 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 555 726 1216">ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設</td> <td data-bbox="726 555 1412 1216"> 1 ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波ぎょう集の方法により集じん又は除じんするための装置 2 1の装置に附属する専ら集じん又は除じんの用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。) ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 空気圧縮機(バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る) ⑤ 変圧器及び整流器(電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。) ⑥ ダスト取出機 ⑦ ダスト運搬機 ⑧ ダスト貯りゅう機 ⑨ 水管(ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。) ⑩ 水路、ポンプ、池及び槽(洗浄廃液を処理するためのものに限る。)並びに計測器 </td> </tr> </tbody> </table>	ばい煙処理施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備	ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設	1 ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波ぎょう集の方法により集じん又は除じんするための装置 2 1の装置に附属する専ら集じん又は除じんの用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。) ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 空気圧縮機(バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る) ⑤ 変圧器及び整流器(電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。) ⑥ ダスト取出機 ⑦ ダスト運搬機 ⑧ ダスト貯りゅう機 ⑨ 水管(ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。) ⑩ 水路、ポンプ、池及び槽(洗浄廃液を処理するためのものに限る。)並びに計測器
	ばい煙処理施設の種類	機 械 そ の 他 の 設 備			
ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを処理する施設	1 ばいじん又は有害物質のうち粒子状のものを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波ぎょう集の方法により集じん又は除じんするための装置 2 1の装置に附属する専ら集じん又は除じんの用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。) ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 空気圧縮機(バッグフィルターに付着したじんを除くためのものに限る) ⑤ 変圧器及び整流器(電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る。) ⑥ ダスト取出機 ⑦ ダスト運搬機 ⑧ ダスト貯りゅう機 ⑨ 水管(ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。) ⑩ 水路、ポンプ、池及び槽(洗浄廃液を処理するためのものに限る。)並びに計測器				
いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを処理する施設	1 いおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものを洗浄(吸収を含む。)、中和、吸着又は還元の方法により処理するための装置 2 1の装置に附属する専らいおう酸化物又は有害物質のうちガス状のものの処理の用に供される機械その他の設備で次のもの ① ガス導管(煙突に連なるガス導管を除く。) ② ガス冷却器 ③ 通風機 ④ 水管(ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る。) ⑤ 塔及び槽(洗浄液を供給するためのものに限る。) ⑥ 洗浄液再生装置 ⑦ 吸着剤再生装置 ⑧ ミスト除去装置(これに附属する変圧器及び整流器を含む。) ⑨ 水路、ポンプ、池及び槽(洗浄廃液を処理するためのものに限る。)並びに計測器 ⑩ 蒸発器、ポンプ及びタンク(還元剤を供給するためのものに限る。)				

関係諸法律	施設（概要）
大気汚染防止法	<p>②揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設〔令56の53(2)、規24条の11③〕</p> <p>1 吸着、分解又は分離の方法により大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの イ. 吸着装置 ロ. 分解装置 ハ. 分離装置</p> <p>2 1に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で専ら揮発性有機化合物の排出の抑制の用に供するもの イ. ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ロ. 冷却装置 ハ. 送風機 ニ. 熱交換機 ホ. 加熱器 ヘ. 圧縮機 ト. 凝縮器 チ. ばつき装置 リ. 中和装置 ス. ミスト除去装置 ル. 計測器及び自動調整装置 ヲ. 変圧器及び整流器 ワ. 電動機 カ. ボイラー ヨ. 分離機 タ. ポンプ、配管及びタンク</p> <p>③指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設〔令56の53(3)、規24条の11④(規16の6⑤(1)ホ～トを除く。)]</p> <p>1 吸着、燃焼、密閉、蒸留又は液化の方法により大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質の排出又は飛散を抑制する機能を有する装置で次に掲げるもの イ. 活性炭利用吸着式処理装置 ロ. 直接燃焼式処理装置 ハ. 触媒利用燃焼式処理装置 ニ. 蓄熱体利用燃焼式処理装置 チ. 液化式処理装置</p> <p>2 1に掲げる装置に附属する次に掲げる機械その他の設備で専ら指定物質の排出又は飛散抑制の用に供するもの イ. ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。） ロ. 冷却装置 ハ. 送風機 ニ. 熱交換機 ホ. 加熱器 ヘ. 圧縮機 ト. 凝縮器 チ. ばつき装置 リ. 中和装置 ス. 計測器及び自動調整装置 ル. 変圧器及び整流器 ヲ. 電動機 ワ. ボイラー カ. 分離機 ヨ. ポンプ、配管及びタンク</p>

関係諸法律	施 設 (概 要)
ダイオキシン類対策特別措置法	<p>ダイオキシン類排出削減施設 [令 56 の 53(6)、規 16 の 6⑫、規 24 の 11⑦]</p> <p>① ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設 (②において「特定施設」という) から発生するダイオキシン類の処理施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、電気捕集、吸着、燃焼分解、触媒分解、冷却その他の方法によりダイオキシン類を処理するための装置 2 1 の装置に附属する次の機械その他の設備で専らダイオキシン類の処理に用に供されるもの <ul style="list-style-type: none"> (ガス導管 (煙突に連なるガス導管を除く。)、ガス冷却器、変圧器、整流器、吸着剤再生装置、加熱器、ダスト取出機、ダスト運搬機、ダスト貯溜器、空気圧縮機、通風機、ミスト除去装置、貯水タンク、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備 <p>② 特定施設から排出されるダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沈殿、浮上、油水分離、汚泥処理、ろ過、バーク処理、濃縮、燃焼、蒸発洗浄、冷却、中和、酸化、還元、凝集沈殿、脱有機酸、イオン交換、生物化学的処理、脱アンモニア、貯溜、輸送、吸着、紫外線照射及びオゾン注入による分解、逆浸透膜による除去その他の方法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を処理するための装置 2 1 の装置に附属する次の機械及び設備で専らダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理の用に供されるもの <ul style="list-style-type: none"> (電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備 (汚水もしくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水もしくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く) <p>【参考】「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ポリ塩化ジベンゾフラン 2. ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン 3. コプラナーポリ塩化ビフェニル

別表3 減免対象施設一覧表

区分	減 免 施 設 等	減 免 割 合	
		資産割	従業者割
1	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2
2	<p>地方税法第72条の2第8項28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で次に掲げるもの。</p> <p>（ア） その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの</p> <p>（イ） （ア）以外の主として定員制とっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）</p>	<p>（ア） 1/2</p> <p>（イ） 当該舞台等の 1/2</p>	
3	道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2
4	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）</p> <p style="text-align: center;">（注）一定割合＝$\frac{\text{当該旅行に係るバスの総走行km数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行km数の合計数}}$</p>	一定割合の1/2	
5	酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	
6	果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業の製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）	1/2	

区分	減 免 施 設 等	減 免 割 合	
		資産割	従業者割
7	地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全 部	全 部
8	旧中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全 部	全 部
9	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全 部	全 部
10	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(地方税法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	全 部	全 部
11	地方税法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるもの	全 部	全 部
12	次に掲げる事業を行う者が本来の用に供する施設 1) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者 2) 列車内において食堂及び売店の事業を行う者		1) 全 部 2) 1/2
13	古紙の回収を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	
14	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	
15	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	

区分	減 免 施 設 等	減 免 割 合	
		資産割	従業者割
16	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	1/2	
17	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰、その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	
18	菌製品の製造を行う者が、原材料又は製品の保管の用に供する施設（菌製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。）	1/2	
19	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	1/2	
20	高度化資金等の貸し付けを受けてはいないが、中小企業者の共同化、協業化を目的とする高度化事業と同等のもの（富山県中小企業団地助成要綱第2条に該当するもの。）（流杉第二機械工業センター、水橋第三機械工業センター 但し、昭和55年10月1日以降の新築を除く。）	全 部	全 部
21	その他公益上特に配慮の必要があると認められる施設 前各号に掲げる施設との均衡上、市長が特に減免を必要と認める施設	前各号に定められた減免割合の範囲	前各号に定められた減免割合の範囲

減免の適用要件・承認は、次のとおりとする。

- 1) 減免は当該減免の対象となる施設に係る事業所税の納税義務者の申請に基づき行うものとする。
- 2) 減免を適用するかどうかの判定は、算定期間の末日の現況により行い、各区分のいずれかの基準に該当する場合に適用する。
- 3) 減免基準に従い書面審査又は現地調査を行ったうえ、減免承認通知書により、当該減免申請をした者に通知するものとする。

事業所税についてのお問い合わせ先

富山市役所

財務部 市民税課

〒930 - 8510 富山市新桜町 7 番 38 号

電話 (076) 443-2031 (直通)

FAX (076) 443-2201